



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話：03-3526-4277 FAX：03-3526-4276

担当：花村

会社への届出と違う方法で通勤していた場合の労災の適用は？



通勤の
考え方

多くの会社では、従業員に通勤経路を申告させていると思います。しかし、実際には申告経路と違う方法で通勤していた。このような場合に、通勤途中で事故にあった時、通勤災害として労災は適用されるのでしょうか？ そもそも、申告経路と違う方法で通勤することに問題はないのでしょうか？ 今回は、通勤について考えていきます。

ポイント1: 労災保険における「通勤」とは？



通勤途中に、寄道をした場合は、それ以後通勤とは扱われない(ただし、**日常生活上必要な最小限の行為**である場合は除く)

- 例)
- ・病院への通院
 - ・日用品の買物
 - ・選挙権の行使

ポイント2: 労災保険における「合理的」の判断基準は？

「合理的な経路」とは・・・

- ・通勤の為に通常使用する経路(一つの経路に限られない)
- ・当日の交通事情により迂回した場合など、通勤のためにやむなくとった経路
- ・子どもを保育所に預けるためにとる経路

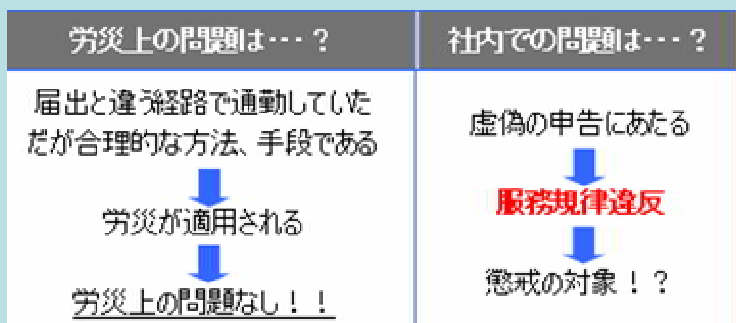
届出経路だけが合理的な経路ではない！！

「合理的な方法」とは・・・

- ・公共交通機関の利用
- ・自動車や自転車の利用
- ・徒歩

いずれも合理的！

ポイント3: 届出と違うことに問題は？



まとめ

実際の通勤方法や経路が、届出とは異なっていても合理的であれば労災は適用になります。ただし、社内的には服務規律違反になります。従業員には届出は正しく行なうように注意を促しましょう！

届出と違うが通災？

認定は1経路だけか

問 現在、当社では通勤経路について、本人から事前に届出をしてもらっています。しかし、その届出とは違った経路で通勤時に交通事故を起こしてしまった場合も、通勤途上災害となるのでしょうか。

【福島・Y社】

他の就業の場所への移動、③住居と就業の場所との間の往復に先行し、②の就業の場所から

通常利用のルートなら

答 通勤とは、就業に関する、①住居と就業の場所との間の往復、②就業の場所から

移動を「合理的な経路および方法」により行うことをいいます(労災保険法第7条)。

「合理的な経路」とは、通勤途中に経路を逸脱あるいは中断してはいけないものと仮定します。経路に限って言えば、会社に届け出ている通勤経路が「合理的な経路」となることはいくつかありますが、特

労

災

段の合理的な理由もなく著しく遠まわりとなるような経路をとる場合等を除いて、通常利用することが考えられる経路はすべて合理的な経路となります。

また、後述する住居間の移動、③住居と就業の場所との間の往復に先行し、②の就業の場所から

ます(平18・3・31基発第0331042号)。

会社に通勤経路等を報告させている場合において、異なる経路等で通勤したとしても、会社が支給する通勤手当等との関係でいえば社内規定に違反するという問題は生じますが、そのことと通勤災害の認定とは別の問題です。